第４４５回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年１０月２４日（金）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１５人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
~~１０番　奈良崎洋一委員~~	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	１４番　後藤敏秀委員	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　　なし
傍聴　　なし

４　欠席委員　１０番　奈良崎洋一委員
５　議事日程
日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程５　議　第３号　農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について
日程６　議　第４号　地域計画（案）に対する意見について
日程７　報告第１号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程８　報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程９　報告第３号　使用貸借契約の解約書の届出について
日程　　報告第４号　非農地証明書の交付について
10
６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

７　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、１０月１７日に告示になりました、第４４５回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年１０月１７日、上山市農業委員会告示第１０号により、令和７年１０月２４日、第４４５回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年１０月１７日付け農委第２２９号をもって、第４４５回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４５回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１５人となっております。なお、１０番、奈良崎洋一委員から欠席する旨の連絡がきております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、７番、黒田浩次委員、１４番、後藤敏秀委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は相生在住の〇〇氏、農業、譲受人は相生に事務所を有する〇〇です。関根地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可で

	あることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１５番、原田広幸委員。
原田代理	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。２１日、〇〇の〇〇氏と話をしてきました。当該土地の周辺では既に〇〇ですいかを育てております。この土地もすいかを育てる予定だそうです。なんら問題ないかと思われますが、なおご審議よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、会社員、譲受人は中山在住の〇〇氏、農業で、両者は親子であります。中山地内の畑２筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。８番　冨田憲一委員。
冨田委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。この土地は〇〇

	氏の自宅の隣の土地で、面積も小さく、自家用野菜を作っており、隣に他の方の畑もないことから迷惑をかけないため許可相当と思われます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、農地法第５条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第２号、農地法第５条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。３件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲受人は高野在住の〇〇氏、会社役員、譲渡人は高野在住の〇〇氏、農業であります。雪捨て場及びドッグランスペースを整備するため、高野地内の畑２筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の整理番号１については許可相当として県知事に送付すること

	にご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲受人は松山二丁目在住の○○氏、会社員、譲渡人は相生在住の○○氏、無職であります。駐車場及び資材置場を整備するため、相生地内の畑２筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の整理番号２については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。譲受人は金谷在住の○○氏、理容業、譲渡人は金谷在住の○○氏、無職であります。駐車場を整備するため、金谷地内の畑１筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の整理番号３については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程５、議第３号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の４ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 ４０件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１から８、１０及び３１は関連がありますので一括して説明いたします。借り人は金谷在住の○○氏、貸し人は山形市在住の○○氏、権現堂在住の○○氏、松山一丁目在住の○○氏、泉川在住の○○氏、○○氏、○○氏、新町二丁目在住の○○氏、松山二丁目在住の○○氏、福島県郡山市在住の法定相続人代表○○氏であります。泉川地内の田１２筆、仙石地内の田４筆、高野地内の田２筆について、期間満了に伴い賃借権又は使用貸借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１から８、１０及び３１については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号９について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号９について説明いたします。借り人は金瓶在住の○○氏、貸し人は山形市在住の○○氏であります。金瓶地内の田３筆について期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号９については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１１について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１について説明いたします。借り人は下生居在住の○○氏、貸し人は牧野在住の○○氏であります。牧野地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１２について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１２について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、貸し人は須田板在住の〇〇氏であります。須田板地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１２については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１３について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。宮脇地内の田２筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１３については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１４について説明いたします。借り人は川口在住の○○氏、貸し人は川口在住の○○氏であります。川口地内の田３筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１４については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１５及び１６は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１５及び１６は関連がありますので一括して説明いたします。借り人は小穴在住の○○氏、貸し人は細谷在住の○○氏及び○○氏であります。細谷地内の田３筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載

	のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１５及び１６については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１７について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１７について説明いたします。借り人は藤吾在住の〇〇氏、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田２筆について、期間満了に伴い使用貸借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１７については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１８について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１８について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は三上在住の〇〇氏であります。三上地内の田２筆について、期

	間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１８については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１９から３０は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１９から３０は関連がありますので一括して説明いたします。借り人は相生に事務所を有する株式会社くるまや農園、貸し人は阿弥陀地在住の○○氏、○○氏、法定相続人代表○○氏、○○氏、○○氏、法定相続人代表○○氏、法定相続人代表○○氏、法定相続人代表○○氏、山形市在住の○○氏、相生在住の法定相続人代表○○氏、○○氏及び細谷在住の○○氏であります。阿弥陀地地内の畑１９筆、細谷地内の畑１筆、相生地内の畑１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１９から３０については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。
議長	日程６、議第４号、地域計画（案）に対する意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第４号、地域計画（案）に対する意見について説明いたします。 別冊の「議第４号　地域計画（案）に対する意見について」をご覧ください。 令和７年３月２６日付けで地域農業を将来へ継続させていくための計画である地域計画を策定しておりますが、上山市長から西郷地区及び本庄地区の２地区の地域計画の変更にあたり、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、意見を求められているものです。 始めに、西郷地区の地域計画の変更内容をご説明いたしますので、別冊議案書の９ページをご覧ください。こちらは変更箇所をお示ししております。１０ページをお開きください。こちらは拡大図となっております。お示ししている農地に係る「地域内の農業を担う者」を○○氏から○○氏に変更するものです。 次に、本庄地区の地域計画の変更内容をご説明いたしますので１６ページをご覧ください。こちらは変更箇所をお示ししております。１７ページをお開きください。こちらは拡大図となっております。農地転用の申し出があった農地について、地域計画の区域から除外するものであり、変更前を赤点線、変更後を黄色線でお示ししております。 １ページにお戻りください。 事務局といたしましては、「提示された西郷地区及び本庄地区の地域計画案の内容については、適当であると認められる」とした意見を付して本委員会の回答といたしたいと考えております。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。地域計画（案）に対する意見については、原案の通り決することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程７、報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。２件の届出がございました。 整理番号１及び２は関連がありますので一括して報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は相生在住の〇〇氏、借り人は相生に事務所を有する株式会社くるまや農園であります。先ほど議決いただきました農地法第３条の規定による所有権の移転のため、関根地内の畑１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程８、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。９件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号８及び９については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の１３ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は牧野在住の○○氏、借り人は牧野在住の○○氏で、両者は親子であります。牧野地内の畑１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１４ページをお開きください。４件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は阿弥陀地在住の○○氏であり、阿弥陀地地内の畑１筆について申請があったものです。昭和５１年に農機具庫を建設し、以後宅地として居宅と一体的に利用してきたものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。申請人は御井戸丁在住の○○氏であり、新町一丁目地内の畑１筆について申請があったものです。駐車場として利用するため、平成２年に４条の届出をしていましたが、地目変更を怠っていたものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。申請人は山形市在住の○○氏であり、中山地内の畑１筆について申請があったものです。農家住宅を建設するため、昭和５４年に４条の許可を得ていましたが、地目変更を怠っていたものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について報告いたします。申請人は神奈川県横浜市在住の○○氏であり、小穴地内の畑１筆について申請があったものです。昭和３６年に隣家の作業場が土地をまたいで建設され、以後宅地として利用してきたものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻　午後２時８分）

議事録署名委員

議事録署名委員